



商工会だより

平取町商工会

沙流郡平取町本町 34 番地 17 TEL01457-2-2329 FAX01457-2-3615



義経雪あかり 2 月開催

2023 年1月号 目次

- | | |
|---------------------------------|--------------------------------|
| ・年頭のご挨拶・・・・・・・・・・・・・1P | ・各種共済制度のご案内・・・・・・・・・・・・・4P |
| ・商工会新会員のご紹介・・・・・・・・・・・・・1P | ・電子帳簿保存法について・・・・・・・・・・・・・4P |
| ・青年部・女性部の挨拶・・・・・・・・・・・・・2P | ・インボイス制度について・・・・・・・・・・・・・5P |
| ・物産展 出展の報告・・・・・・・・・・・・・2P | ・令和4年度記帳決算等のご案内・・・・・・・・・・・・・5P |
| ・販路開拓事業取組補助金について・・・・・・・・・・・・・3P | ・事務局よりお知らせ・・・・・・・・・・・・・5P |

発行／平取町商工会情報化推進委員会
最新情報はコチラのホームページをご覧ください➡



年頭ご挨拶

年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様におかれましては日頃より商工会の事業運営に対し、ご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

世界的に新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、国の政策による防止策を図りながら社会経済活動の維持・活性化の取り組みは、インバウンドの再来など飲食店や商店街などに活気が戻るきっかけとなったところでもあります。しかしながら医療体制に大きな負担となっていることは今も変わらない状況です。また、昨年 2 月のロシアによるウクライナ侵攻は、経済制裁などにより原油や穀物の価格が高騰を生み、今後も日本経済はもとより世界経済に更なる影響を及ぼすことが懸念されます。

そのような中、昨年 11 月開幕のサッカーワールドカップ・カタール大会では、日本は「死の組」といわれるグループに入り、リーグ敗退が濃厚といわれる中、ドイツやスペインという格上の強豪国を逆転で撃破し、首位で決勝トーナメントに進むその姿は日本国民に大きな感動と興奮を与えました。世の中の暗い話題を払拭するスポーツの持つ力の偉大さを改めて実感した次第です。

商工会では平取町のご支援を受け、プレミアム商品券の発行や年末のびらとり宝くじなど町内消費拡大に力をいれ、更に価格高騰に直面した事業所への支援金や補助金の申請について引き続き協力を行っております。

また、重要かつ喫緊の課題でもある事業承継支援では、中小企業診断士などの専門家派遣による計画策定の支援を行ない、更に今年 10 月から開始される適格請求書発行（インボイス制度）に向け、セミナーや個別支援に力をいれ、手続きに遺漏なきよう対応しているところでありますが、まだ迷われておられる方がおりましたら遠慮なく商工会の窓口でご相談をいただければと思います。

今後とも会員の皆様と共に、地域経済の活性化に向けた対応と町内の特産品、伝統文化を生かした町づくりに皆様からのご意見を拝聴しながら役職員一丸となって取り組んでまいります。

最後になりますが、会員皆様のより良き一年を祈念し、新年のご挨拶と致します。



会長 櫻井 幹也

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。今年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

役職名	氏 名	備 考	役職名	氏 名	備 考
会 長	櫻 井 幹 也		理 事	堀 内 敏 明	地域産業振興副委員長
副会長	小 林 史 明	金融審査委員長・地域産業振興委員長	理 事	檜 野 恭 範	経営改善推進委員
副会長	山 口 尚 之	経営改善推進委員長・商業部会長	理 事	丹 野 信 一	総務企画副委員長
理 事	永 島 克 洋	総務企画委員長	理 事	江 谷 淳 一	商業部会副部会長
理 事	五十嵐千津雄	工業部会長	理 事	小 林 康 樹	青年部長
理 事	高 野 繁 廣	情報化推進副委員長	理 事	仲山美枝子	女性部長・情報化推進委員長
理 事	藤 原 謙 和	経営改善推進副委員長	監 事	高 橋 秀 忠	商業部会幹事
理 事	楠 昌 史	総務企画委員	監 事	平 村 徹 郎	工業部会副部会長
理 事	村 上 一 彦	地域産業振興副委員長	顧 問	津 川 司	前会長

新会員のご案内

バーバー ライトリー

address: 平取町本町 46-16 ☎: 01457-2-2039

代表 平脇 弘志

業種: 理美容業

入会月 1 月

青年部・女性部新年のご挨拶



青年部長 小林 康樹



青年部 BLOG

あけましておめでとうございます。

今年は3年ぶりに第55回青年部チャリティビールパーティキッチンカーフェスを開催致しました。少しでも地域の皆様楽しんでいただける催しができたらという思いでの実施でした。実際に多くのお客様にお越しいただき特に家族連れや子供達が楽しむ姿が見れて大変うれしく思いました。また、11月初めは本町内の環境整備活動を実施しました。店舗周辺の美化の為、継続するべきだと感じました。

今後もコロナに負けず、地域の振興事業に積極的に取組んでいけたらと思いますのでよろしくお願いいたします！



青年部ビールパーティ7月 場所：親水公園



環境整備活動 11月 場所：本町内



女性部長 仲山美枝子



女性部 BLOG

新年あけましておめでとうございます。

コロナ禍3年目、日帰りではありましたが研修旅行を無事終えた事で多少なりとも活動に対し勇気が沸いてくるものです。毎年「愛の鈴」を編み新入学児童にプレゼントして参りました。

「編み方忘れた～」の声が聞かれる中、昨年は小林副部長が完成品を持ち帰り一枚の紙に編み方を「文字&数字」で示してくれました。更に今年度は「研修事業の一環」に切替え編み手を募集。数名の応募に感謝しながら講習会を実施。完成品は12月8日町長室にて贈呈式に参列。これまで家族の協力あつての活動、これからもどうぞ宜しくお願い致します。



“なまらいいっしょ北海道 2022”出展について

“なまらいいっしょ北海道フェア”が11月5日（土）、11月6日（日）東京都世田谷区の三軒茶屋ふれあい広場で開催されました。北海道17箇所の地域が東京に集まり出展会を行い、平取町商工会からは「じゃんけんぽん」、「びらとりハム（柵MOVE）」が出展しハンバーグ、ソーセージ等を販売いたしました。当初は新型コロナウイルス感染症の影響もあり客足等に影響がでるのではないかと不安ではありましたが、当日は多くの方々に足を運んでいただき無事完売することができました。



販路開拓事業取組の補助金について

❖ 小規模事業者持続化補助金【一般型】

小規模事業者が商工会の助言等を受けて経営し計画を作成し、その計画に沿って販路開拓や業務効率化(生産性向上)に取り組む費用の2/3を補助します。

<公募期限> **2023年2月20日(月)**

<補助上限額> 補助上限：[通常枠] 50万円 [賃金引上げ枠] 200万円
[卒業枠] 200万円 [後継者支援枠] 200万円
[創業枠] 200万円 [インボイス枠] 100万円

<補助率> 2/3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者については3/4)

<申請方法> 郵送または電子申請(J-グランツ)

<取組事例> ・ホームページ作成によるPR・通販の開始
・販促用チラシの作成、配布やマスコミを利用した広告宣伝
・新商品開発
・販路開拓に繋がる取組のための設備機械導入

※小規模事業者とは従業員20人以下の商工業者を指します。

(小売業、卸売業、サービス業(宿泊・娯楽は除く)は5人以下)です。

労働保険事務組合に加入しましょう！

北海道最低賃金 時間額 920円

◆ 労働保険事務組合とは？

事業主からの委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体です。

委託できる事務の範囲

- (1) 概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- (2) 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- (3) 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- (4) 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- (5) その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

事務処理委託のメリット

- (1) 労働保険料の申告納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、事務の手間が省けます。
- (2) 労働保険料の額にかかわらず、労働保険料を3回に分割納付できます。
- (3) 労災保険に加入することができない事業主や家族従事者なども、労災保険に特別加入することができます。

◆ 特別加入とは

特別加入制度とは、労働者以外の方のうち、業務の実態や、災害の発生状況からみて、労働者に準じて保護することがふさわしいと見なされる人に、一定の要件の下に労災保険に特別に加入することを認めている制度です。特別加入できる方の範囲は、中小事業主等・一人親方等・特定作業従事者・海外派遣者の4種に大別されます。

電子帳簿保存法について【2024年1月義務化】

電子帳簿保存法は、インターネットの普及やペーパーレス化が進む情報化社会の中で、納税者の国税関係帳簿書類の保存にかかる負担を軽減し、かつ国民に課せられた国税納税義務の適正な履行を確保することを目的として、1998年に制定された法律です。電子計算機とは、パソコンなどのコンピュータを指します。また、国税関係帳簿書類とは、帳簿類や取引に関する書類のことを指します。

すなわち、コンピュータで作成した国税関係帳簿書類の電子データの保存方法や要件を定めた法律が、電子帳簿保存法ということになります。

電子帳簿保存

電子帳簿等とは、パソコンなどで作成した帳簿や書類のことです。具体的には会計ソフトのデータ、WordやExcelで作成しPDF形式で保存した書類データなどがこれに当てはまり、電子契約システムで締結した電子契約書も該当します。データはハードディスクやクラウドに保存します。

国税関係帳簿、国税関係書類とも保存可能ですが、手書きで作成した主要簿や取引先から受け取った紙の書類などは保存できません。

スキャナ保存

スキャナ保存とは、紙の書類をスキャナで読み取って保存する方法です。書面で受領した契約書や領収書をスキャンデータとして保存することで、電子帳簿保存法に対応できます。書類をデジタルカメラやスマートフォンで撮影した画像ファイルも対象となるため、スキャナを持っていない場合でも対応可能です。

なお、スキャナ保存については国税関係書類のみ保存が認められています。

電子取引データ保存

電子取引でやり取りしている電子データを指します。具体的には、メールで送られてきた契約書や領収書などのデータ、あるいはクラウドに保存されているデータをダウンロードしたものが該当します。

※改正電子帳簿保存法で注意すべきなのは、電子データで受領した国税関係書類を書面で保存できなくなった点です。電子データでやり取りした書類は電子データのままで保存しなければなりません。義務化は2024年1月からですが、早急に仕組みを構築する必要があります。

各種共済制度のご案内

掛金に
国の助成が
受けられる!

中退共

CHU-TAI-KYO

中小企業退職金共済事業本部

- 国の制度だから安心
- 掛金は全額非課税
- 外部積立型で管理が簡単
- パートさんの加入もOK

詳しくはホームページをご覧ください。

中退共 検索 <http://chutaiyo.taisyokukin.go.jp/>

(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211

中小企業倒産防止共済制度

経営セーフティ共済

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

中小企業倒産防止共済制度の特長

- 1 掛金の10倍の範囲内で**最高8,000万円**まで貸付け
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（償還期間6か月を含む）で毎月均等償還です。
- 2 貸付条件は**無担保・無保証人**
共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
- 3 掛金は税法上**損金（法人）**または**必要経費（個人事業）**に
掛金月額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

取引先の倒産から会社を守る制度です!

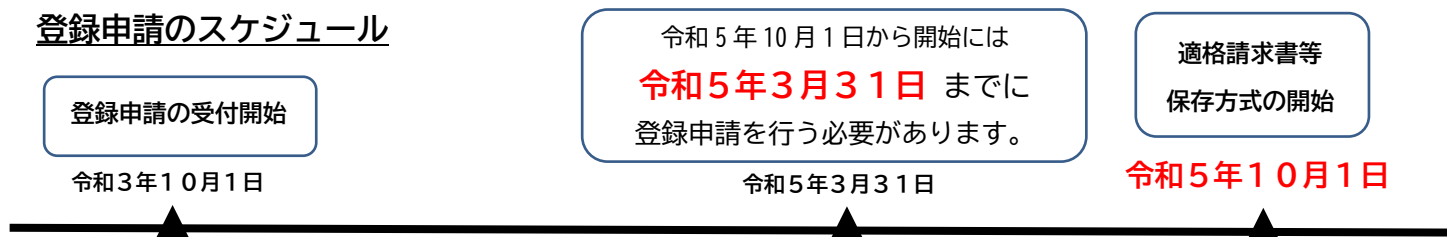
経営セーフティ共済 検索

中小機構 www.smrj.go.jp/kyosai TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

インボイス制度(適格請求書等保存方式)について

インボイス制度＝「**適格請求書等保存方式**」は複数税率に対応するため開始される仕入税額控除の方式です。買手が仕入税額控除の適用を受けるため、帳簿のほか、売手から交付を受けた「適格請求書」等の保存が必要となります。そのため、売手は適格請求書を発行する必要があるため、適格請求書を交付できるのは税務署長の登録を受けた「**適格請求書発行事業者**」に限られます。

登録申請のスケジュール



決算・確定申告・消費税等のご相談について

商工会では、記帳継続指導の一環として毎年の青色決算・申告について支援を行っております。つきましては、決算指導を希望される方は次の事を厳守願います。

令和4年分所得税の申告及び納付日 → **令和5年3月15日(水)**

- ・決算指導は1月～2月中旬に行います。
- ・記帳機械化代行をされている方は、早急に日記帳の提出をお願い致します。
- ・商品の棚卸を正確に行ってください。(12月31日現在)
- ・控除証明書類の準備をお願いします。(紛失された場合は再発行の手続きをお願い致します)

令和4年分個人事業者の消費税の申告及び納付日 → **令和5年3月31日(金)**

令和2年分申告において雑収入を含む売上高が1千万円を超える方は、申告義務があります。基準期間における課税売上高が1千万円以下であっても、特定期間における課税売上高が1千万円を超えた場合はその課税期間においては課税事業者となります。

※特定期間…個人事業者の場合：その年の前年の1月1日から6月30日までの期間

法人の場合：その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月間の期間

事務局よりお知らせ

- ◆年始執務体制 商工会事務所----- **令和5年1月6日(金)から通常業務を開始**
- ◆2023年新春会員新年会開催---- **令和5年1月14日(土) 18:00～**
- ◆第21回義経雪あかり ----- **令和5年2月4日(土)** (新型コロナの状況により中止の可能性あり)
- ◆びらとり宝くじ当選発表 ----- **令和5年1月10日(火) 10:10** YouTubeにてオンライン配信

当選発表はQRコードからご視聴いただけます。 ➡

